

---

## 第1章

# 都市計画マスタープランについて

---

# 01 位置づけ

「高槻市都市計画マスタープラン」(以下「都市計画マスタープラン」といいます。 )は、都市計画法第18条の2に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として、今後の都市計画の決定・変更や各種実施計画の基本的な考えとなるものです。

また、市政全般の総合的な指針である「高槻市総合計画」と大阪府が定める「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即するとともに、防災や交通など関連する各分野別の行政計画と相互に連携を図るものです。

なお、都市再生特別措置法第81条に基づく「高槻市立地適正化計画」は、都市計画マスタープランの一部とみなされ、人口減少や少子高齢化が進行する状況においても持続可能な都市を実現するため、人口密度を維持し、生活サービス\*等の適切な誘導を図る居住や都市機能\*の誘導の方針を示すものです。



都市計画マスタープランの位置づけ

## 02 役割

都市計画マスタープランの役割は、以下のとおりです。

### 1 今後の都市づくりにおいてめざす都市像を示します

おおむね20年後を見据えた長期的な視点のもと、都市のありたい姿や方向性を定め、今後の都市づくりにおいてめざす都市像を示します。

### 2 具体的な都市づくりを進める上での指針となります

土地利用や都市施設等の都市計画に関する基本的な方針を定め、都市計画の決定・変更や相互の調整など、具体的な都市づくりを進める上での指針となります。

### 3 都市づくりに関わる多様な主体との理解や協働を促進します

市民をはじめ、都市づくりに関わる多様な主体とめざす都市像を共有することにより、都市計画の決定・変更など、施策や事業を円滑に進めるための理解や協働を促進します。

## 03 対象区域

高槻市全域（都市計画区域\*）とします。

## 04 対象期間

おおむね20年後の都市を展望しつつ、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度の10年間とします。

第1章  
都市計画マスタープラン  
について

第2章  
めざす都市像

第3章  
全体構想

第4章  
地域別構想

第5章  
都市づくりの推進  
に向けて

参考資料